

ローカル・マニフェスト推進連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ローカル・マニフェスト推進連盟」と称する（以下「本連盟」と呼ぶ）。

第2章 目的

(目的)

第2条 本連盟は、真の地方分権を確立するため、二元代表制における地方議会や地方議員、また、地方自治体が活性化することを目的とする。

2. 目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) ローカル・マニフェストへの理解並びに実践・研究活動の推進。
- (2) 地方からの政策づくり等の実践、研究発表、交流シンポジウム等の研修会・勉強会の開催。
- (3) 会員相互の情報交流・研究協力の支援。
- (4) 会員により構成される地方組織の支援。
- (5) その他、運営委員会が適当と認める事項。

第3章 会員

(種別)

第3条 本連盟の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本連盟の目的に賛同し、会費を納めて入会した者。総会及び運営委員会での一議決権を有する。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、別に定める所定の様式により会費を沿えて共同代表に提出するものとする。

2. 共同代表は、入会を認めた会員について、認めた日から直近の運営委員会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 会員の年会費は、正会員が年額3,000円とする。

2. 会員から退会及び変更の届出が無い場合、前年と同額の年会費を自動更新するものとする。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を2年にわたって納めないとき。(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を共同代表に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本連盟の規約に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(抛出金品の不返還)

第9条 既に納入した年会費などは、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第10条 本連盟には、正会員から次の役員を置く。

- (1) 共同代表 4名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 監事 1名または2名
- (4) 事務総長 1名
- (5) 事務総長代理 1名

(選任)

第11条 共同代表、監事及び事務総長は、運営委員会が推薦し、総会において選出する。

2. 運営委員は、共同代表が委嘱する。
3. 事務総長代理は、事務総長が指名する。

(職務)

第12条 共同代表は、本連盟を代表し、その会務を総理する。また、必要に応じて共同代表会議を開催し、本連盟の運営について協議する。

2. 運営委員は、運営委員会を構成し、本連盟の会務を執行する。
3. 監事は、本連盟の会計並びに会務の執行について監査を行う。
4. 事務総長は、本連盟の事業を統括する。

(任期)

第13条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員が任期以外に辞任する場合は、共同代表もしくは運営委員会へ届出を行い、了承を得るものとする。
3. 役員は、会員資格を失った場合、解任される。
4. 役員は、任期満了後において後任の役員が置かれない場合は、会員資格を持つ限り、その業務を継続するものとする。

第5章 相談役など

(相談役など)

第14条 本連盟には、相談役及び支部長を必要に応じて置くことができる。

第6章 機関

(種別)

第 15 条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 委員会
- (4) 事務局
- (総会)

第 16 条 総会は、年に一回及び必要に応じて共同代表がこれを招集し、次に定める事項について報告を行うとともに、審議を行う。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び予算の決定
- (4) 事業報告及び決算の認定
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他、本連盟の運営上、重要な事件

2. 共同代表は、会員の五分の一以上から請求があった場合は、総会を招集しなければならない。この場合、請求を受理した日から 30 日以内に開くものとする。

(運営委員会)

第 17 条 運営委員会は、必要に応じて共同代表が召集し、本連盟の運営に関する事項を決定する。

2. 運営委員会は共同代表、事務総長、事務総長代理、19 条による委員会（組織）の代表者、及び運営委員をもって構成する。

3. 運営委員会は、委任状を含め出席した運営委員の三分の二をもって成立するものとする。

5. 運営委員の任期は二年とし再任は妨げない。

6. 共同代表は、運営委員の過半数から請求があった場合、運営委員会を開かなくてはならない。この場合、要請を受理した日から 30 日以内に開くものとする。

7. その他、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第 18 条 本連盟には、会員で構成されることを原則として、次の委員会（組織）を運営委員会の承諾により置くことができる。

- (1) 議員のみで構成する委員会
- (2) 自治体職員のみで構成する委員会
- (3) 市民のみで構成する委員会
- (4) 地域ごとの委員会
- (5) 目的を明確化した委員会
- (6) その他

2. 委員会（組織）についての細則は別に定める。

(事務局)

第 19 条 事務局は、本連盟の事務を執行する。

2. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は運営委員会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

第7章 会計

(会計)

第20条 本連盟の経費は、会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 本規約の変更は、運営委員会で議決した後、総会の議決を経て、これを行う。

第9章 その他

(施行細則)

第23条 本規約の施行についての細則は、運営委員会において定める。

付則

1. 本規約は、本連盟の発足時より施行する。
2. 事務局は、東京都新宿区早稲田鶴巻町517-1 ドラード早稲田402内に置く。

施行日：2005年5月22日

改正日：2010年8月2日/2013年8月4日/2015年7月29日/2018年7月11日/2019年8月2日/2021年9月11日/2022年8月22日